

■報告第9号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）

【要旨】

町道において発生した自動車物損事故の損害に対し、相手方との示談が成立したため、国家賠償法第2条第1項に基づく賠償額を決定したもので、地方自治法第180条第1項及び地方自治法第180条第1項に基づく四万十町長専決処分事項第2の規定により専決処分しましたので、同法同条第2項の規定により報告するものです。

【内容】

発生場所	四万十町東川角乙 町道東川角小松谷線
概 要	平成26年2月1日午後4時10分、所有の自動車で町道東川角小松谷線を走行中、グレーチングが跳ね上がり、車体を損傷したもの
専決処分日	平成26年2月14日
賠償金額	62,515円
相手方	住所 (略) 氏名 (略)

【事故現場】



〔応急処置後〕



【事故車両】

